

【鳥取県】ヨメテルの地域登録について

鳥取県(以下「県」という。)は、県内に居住するきこえない・きこえにくい人の情報アクセシビリティ向上のため、ヨメテルにおける地域登録を推進する。

<ヨメテルの地域登録とは>

日本財団電話リレーサービスが提供する「ヨメテル」の利用者のために自治体が希望者をまとめて申し込み、利用料を負担する制度。ヨメテルの地域登録の活用は鳥取県が全国初。

<鳥取県におけるヨメテルの地域登録利用要件等>

- ① 鳥取県のヨメテル地域登録を利用できる者は、鳥取県内の市町村に住民登録しているきこえにくい人とし、ヨメテル利用規約第4条第5項2号及び3号に規定する個人とする。
- ② 鳥取県ヨメテル地域登録利用申請書には必要事項を記載の上、申請をおこなうこととし、当該申請書には以下の添付書類を添付すること。
 - 身体障害者手帳をお持ちの場合は【身体障害者手帳】
 - 身体障害者手帳をお持ちでない場合は【ヨメテルを必要とすることを証明する書類(診断書など)】及び【本人確認書類】※もし本人確認書類内にヨメテルを必要とすることを証明する事項の記載があれば、本人確認書類のみの提出で問題はない(運転免許証に『補聴器』の記載)
- ③ 申請が適正と判断され、地域登録が完了した場合には、簡易書留で登録完了のお知らせを行う。登録完了のお知らせ受信後からヨメテルを使用できるものとし、利用料は無償とする。
※利用プランは県が指定する方法(月額利用料ありプラン)となるため、利用者で変更しないこと。

<申請方法・申請期限について>

- ① 利用者は、郵送、メール、ファクシミリ、持参のいずれかの方法で申請書を提出すること。
【提出先】
福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 情報アクセス担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220
メール：shougaifukushi@pref.tottori.jp
ファクシミリ:0857-26-8136 電話:0857-26-7201
- ② 県は、利用希望者から提出された地域登録申請書を取りまとめ、毎月20日(20日が休日、祝祭日の場合は、その直前の営業日)までに、日本財団電話リレーサービスに提出するものとする。この場合、日本財団電話リレーサービスによる審査において利用が適当と判断された場合は、提出の翌月から電話リレーサービスが利用できるものとする。
そのため、利用希望者は、利用を希望する月の前月15日頃を目途に地域登録制度利用申請書を県に提出すること。(例:11月から電話リレーサービス利用を希望する場合は、10月15日を目途に県に申請書を提出。)

<登録内容の変更・登録の解除について>

- ① 地域登録利用者として登録後、以下の場合には県に対し、届け出を行うこと。
 - a:氏名の変更があった場合
 - b:住所地の変更があった場合
 - c:地域登録の要件を喪失した場合(住所地を県外に移した場合)
- ② ①のcの変更があった場合、原則として県に変更の届け出があった翌月(届け出の時期によっては翌々月)から地域登録を抹消し、個人登録に切り替えるものとする。ただし、届け出時に電話リレーサービスの利用停止の意思を表示した場合には、この限りではない。
- ③ ②の個人登録への切り替え又は利用の停止については、手続完了後、ヨメテルのアプリにおいて、その旨を連絡する。個人登録への切り替え後、ヨメテルを利用した場合には利用時間等に応じた料金が発生する。
- ④ 県は、事業の適正な実施を行うため、利用者の住民登録状況を市区町村に確認することがある。
- ⑤ 県は、利用者がヨメテルのアプリ又はウェブサイトから行った登録情報の変更について、地域登録管理システムから確認ができるものとする。
- ⑥ 県は、④及び⑤の確認により県内に住所地が無いことが判明した場合、別紙「ヨメテル利用規約」の規定によりサービスを利用させることが適当でないと判断した場合、本人の同意を得ること無く、個人登録へ切り替え又は利用の停止手続きを行い、ヨメテルに登録されているメールアドレスにその旨を連絡する。
個人登録に切り替えを行った場合において、ヨメテルを利用した場合には利用時間に応じた料金が発生するため、利用を停止したい場合には、ヨメテルのアプリ等により、利用停止の手続きを行うこと。

<その他>

- ① 地域登録申込者又は利用者に対し、送付した通知等が届かない場合は、再度送付先を確認し、送付することとするが、当該者に連絡がつかないなど、対応が困難な場合には、利用を停止することがある。
- ② 県から地域登録利用者に対し、県の施策等に関するアンケート等を行うことがあるため、協力すること。
- ③ 地域登録申込者の情報、利用者の情報、その他県に提出された書類に含まれる情報については、県及び一般財団法人日本財団電話リレーサービスが共有する。
- ④ その他、ここに定めのない事項に関しては、ヨメテル利用規約の定めに従うこと。